

令和2年第4回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和2年10月27日
開会 午前11時04分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第5 議案第2号 現況証明願について
日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の移転について
日程第8 議案第5号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

3 出席委員（17名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	4番	岩田博教君
5番	渡邊修君	6番	武田政一君
7番	植田市子君	8番	壽見義忠君
9番	長谷川保君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（4名）

12番	木原閱治君	16番	竹村勉君
-----	-------	-----	------

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第4回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、1番平野委員、6番武田委員の両名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、木原委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたします。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出がありましたので報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

はい、それでは質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が4件ございましたので報告いたします。

なお、詳細につきましては、調整委員よりご説明がございます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について、佐藤委員お願いします。

○17番（佐藤雅広君） 1番の売買ですが、隣接地にある●●●●さんをお願いしました。調整成立でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 調整成立ということでもあります。ただいま佐藤委員より説明がございましたが、1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について、那須委員お願いします。

○2番（那須信利君） はい、継続でお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） 継続ということでもあります。ただいま那須委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは質疑がないようですので、次に3番、夏野委員お願いします。

○13番（夏野善徳君） はい、継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） はい、継続ということでもあります。夏野委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ないようですので、次に4番について、柳澤委員お願いします。

○14番（柳澤路子君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） はい、継続ということでもあります。ただいま柳澤委員より説明がございましたが、4番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が4件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番から4番まで通して何かご意見、ご質問はございませんか。

ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決します。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第2号、現況証明願について、このことについて、次のとおり願出が2件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料1ページから6ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、担当委員より説明をお願いします。

1番、2番について砂原委員をお願いします。

○3番(砂原一夫君) 1番については、三人で現地を見て来ましたが神社の境内、敷地内ということで、木も多く畑としては認められませんでした。2番について、またこれも三人で現地を見ましたが、畑、農地として認められないことを報告いたします。

○議長(千葉好弘君) ただいま砂原委員より説明がございました。これより質疑を行います。1番、2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決します。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。それでは原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた2件の農用地利用集積計画について議決を求めますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、1番、2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決します。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号農用地利用集積計画の利用権設定の移転についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第4号、農用地利用集積計画の利用権設定の移転について、農用地利用集積計画により決定された事項について、紋別市より求められた3件の集積計画の利用権設定の移転について議決を求めますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長（千葉好弘君） これより質疑を行います。1番から3番まで何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決します。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決します。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8、議案第5号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。なお、本案の1番、2番、13番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたします。1番が私、それから2番が砂原委員、13番が佐藤委員となっておりますので、よろしく願います。

まず1番について審議いたしますので、議長を富永代理と交代いたします。

○会長職務代理（富永克治君） それでは、1番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは議案第5号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、農地法第6条の規定による報告書が下記のとおり21法人より提出されましたので、議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

初めに1番についてご説明いたします。資料の8ページとなります。1番の●●●●であります。農地法第6条に基づき提出された農地所有適格法人報告書を基に確認した結果、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれについても農地法第2条第3項に規定するすべての要件を満たしていることを確認しましたので報告いたします。

以上でございます。

○会長職務代理（富永克治君） それでは1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

1 番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ決定いたします。よってこの原案は決定いたします。

それでは、次に議長をまた戻して、千葉会長に戻します。

○議長(千葉好弘君) はい、それでは、2 番から 21 番について事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、2 番から 21 番についてご説明いたします。同じく資料の 8 ページから 13

ページまでとなっております。2 番の●●●●から 21 番の●●●●につきましても、資料の記載のとおり法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれについても農地法第 2 条第 3 項に規定するすべての要件を満たしていることを確認しましたので報告いたします。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは、2 番から 21 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

2 番から 21 番まで一括して採決いたします。

お諮りします。

2 番から 21 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 4 回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午前後 11 時 28 分 閉会